

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第53号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則（昭和55年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 6 号中「第13条の 3 第 8 項第 2 号ロ又は第21条の19第 9 項第 2 号ロ」を「第13条の 3 第 9 項第 2 号ロ又は第21条の19第10項第 2 号ロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。